

安全データシート

1. 製品及び会社情報

製品名 : PD-AB4
 会社名 : MEIKO Clean Solutions Japan株式会社
 住所 : 〒 176-0005 東京都練馬区旭丘1-22-13 2F
 電話 : TEL:03-6914-4301 / FAX:03-6915-3820
 推奨用途及び使用上の制限 : 業務用食器洗浄機用洗浄剤

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性	:	爆発物	分類できない
		可燃性又は引火性ガス	分類対象外
		エアゾール	分類対象外
		支燃性又は酸化性ガス	分類対象外
		高圧ガス	分類対象外
		引火性液体	分類対象外
		可燃性固体	分類できない
		自己反応性化学品	分類できない
		自然発火性液体	分類対象外
		自然発火性固体	分類できない
		自己発熱性化学品	分類できない
		水反応可燃性化学品	分類できない
		酸化性液体	分類対象外
		酸化性固体	分類できない
		有機過酸化物	分類できない
		金属腐食性物質	分類できない
健康有害性	:	急性毒性（経口）	区分 4
		急性毒性（経皮）	分類できない
		急性毒性（吸入：気体）	分類対象外
		急性毒性（吸入：蒸気）	分類できない
		急性毒性（吸入：粉じん：ミスト）	分類できない
		皮膚腐食性及び皮膚刺激性	区分 1
		眼に対する重篤な損傷又は眼刺激性	区分 1

	呼吸器感作性	分類できない
	皮膚感作性	分類できない
	生殖細胞変異原性	分類できない
	発がん性	区分 2
	生殖毒性	分類できない
	特定標的臓器毒性（単回ばく露）	区分あり
	特定標的臓器毒性（反復ばく露）	分類できない
	吸引性呼吸器有害性	分類できない
環境有害性	: 水生環境有害性（急性）	区分 2
	水生環境有害性（慢性）	区分 3
	オゾン層への有害性	分類できない

GHS ラベル要素

絵表示又はシンボル



注意喚起 : 危 険

危険有害性情報

- H302 : 飲み込むと有害
- H314 : 重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷
- H351 : 発がん性のおそれの疑い
- H371 : 神経系、呼吸器、全身毒性の障害のおそれ
- H373 : 長期にわたる又は反復ばく露による腎臓の障害のおそれ
- H401 : 水生生物に毒性
- H412 : 長期継続的影響により水生生物に有毒

安全対策 P280 : 保護手袋 / 保護衣 / 保護眼鏡 / 保護面を着用すること。

応急措置

- P303+P361+P353 : 皮膚（又は髪）に付着した場合 / 直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水 / シャワーで洗うこと。
- P305+P351+P338 : 眼に入った場合 / 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区分： 混合物

成 分	CAS 番号
ケイ酸塩	非公開
カルボン酸塩	非公開
塩素系漂白剤	非公開
水酸化ナトリウム	1310-73-2

4. 応急措置

- 吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休憩させること。
水で口、喉、鼻等を良く洗い流すこと。気分の優れない場合は医師の診断を受ける。
- 皮膚に付着した場合 : 多量の水で洗い流す。症状が出た場合は、必要に応じて医師の診断を受けること。衣類にかかった場合、直ちに脱ぎ皮膚を多量の水で十分に洗い流す。異常を感じた場合直ちに医師の診断を受ける。
- 目に入った場合 : 直ちに流水で15分以上洗眼（まぶたの裏までよく洗う）した後、速やかに医師の処置を受ける。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
目の刺激が続く場合、医師の診断 / 手当を受けること。
- 飲み込んだ場合 : 口の中を洗浄し、コップ1～2杯の水または牛乳を飲ませる。直ちに医師の処置を受ける。無理に吐かせてはならない。嘔吐した場合、肺への物質吸入を防ぐ為、頭を臀部より低く維持する。被災者の意識がない場合は、口から何も与えてはならない。牛乳アレルギーの人には牛乳を与えない。

いずれの場合も医師の診断を受ける場合は安全データシートを持参すること。

5. 火災時の措置

- 消火剤 : 水、泡、粉末、二酸化炭素
- 使ってはならない消火剤 : 情報なし
- 火災時の特定危険有害性 : 情報なし
- 特定の消化方法 : 火元の燃焼源を断ち、適切な消火剤を使用して消化する。
- 消化を行う者の保護 : 消化作業では、適切な保護具（自給式呼吸器、手袋、眼鏡、耐熱性の防護服等）を着用する。
消化活動は可能な限り風上から行き有毒ガスの吸入を避ける。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項 , : 作業の際は、保護眼鏡・保護衣・保護面・保護手袋等を着用する。

- 保護具及び緊急時措置 多量の場合は、人を安全な場所に退避させ、関係者以外の立ち入りを禁止にする。必要に応じた換気を確保する。
- 環境に対する注意事項 : 漏出した製品が下水、排水溝へ流出することを防止する。
- 封じ込め及び除去方法 : できる限り空容器などに回収する。回収した後、または回収できないものは、多量の水で洗い流す。洗浄水は中和してから排出する。
- 二次災害の防止策 : 床に漏れた状態で放置すると、滑りやすくスリップ事故の原因となるため注意する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

- 技術的対策 : 保護眼鏡、保護手袋等の適切な保護具を着用し、皮膚、粘膜及び着衣に触れたり目に入らないようにする。使用後は手、顔、等をよく洗い、うがいをする。換気の良い場所で作業すること。他の薬剤、洗浄剤などとは混ぜない。用途以外に使用しない。

保管

- 安全な保管条件 : 容器を密閉して、冷暗所 / 換気の良いと所に施錠して保管すること。子供の手の届かない所に保管すること。酸性物質と同じ場所に保管しない。

8. 暴露防止及び保護措置

- 設備対策 : 室内作業所で使用の場合、局所排気装置または全体換気装置を設置する。取扱い場所には、安全シャワー、洗眼設備を設置する。

- 管理濃度 : 未設定

許容濃度

- 日本産業衛生学会 : 最大許容濃度 2 mg / m³ (水酸化ナトリウム)
- ACGIH : Ceiling limit 2 mg / m³ (水酸化ナトリウム)

保護具

- 呼吸器用の保護具 : 保護マスク
- 手の保護具 : ゴム保護
- 目の保護具 : 保護眼鏡
- 皮膚及び身体の保護具 : 保護衣、ゴム長靴

9. 物理的および化学的性質

物理的状態

- 外観等 : 白色～黄淡色粉末
- 臭気 : 特異臭

PH (25 °C)	: 12.0以上 (1 %水溶液)
沸点	: データなし
沸点範囲	: データなし
初留点	: データなし
引火点	: 不燃性
蒸発速度	: データなし
燃焼性	: データなし
燃焼又は爆発範囲	: 上限/データなし 下限/データなし
蒸気圧	: データなし
蒸気密度	: データなし
比重	: データなし
溶解度	: 水溶性
水分分配係数 / n - オクタノール	: データなし
自然発火温度	: データなし
分解温度	: データなし
粘度 (粘性率)	: データなし

10. 安定性及び反応性

安定性	: 通常の取り扱いにおいては安定である。
危険有害反応可能性	: データなし
避けるべき条件	: 高温多湿、酸性物質との接触
混触危険物質	: 水や湿気の存在で、金属を腐食する。漆器。
危険な分解生成物	: データなし
その他	: 酸性物質と反応し中和熱を発生する。

11. 有害性情報

急性毒性

経口	: 使用原料加算式判定の結果より、区分 4 とした。 ラット、LD50 : 325 mg /kg (水酸化ナトリウム)
経皮	: データなし
吸入	: データなし

健康に対する有害性

皮膚腐食性・刺激性	: 使用原料加算式判定の結果より、区分 1 とした。 重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷 (水酸化ナトリウム)
-----------	---

- 眼刺激性 : 使用原料加算式判定の結果より、区分 1 とした。
ヒト眼に対して重篤な損傷を引き起こす。(水酸化ナトリウム)
- 皮膚感作性 : データなし
- 生殖細胞変異原性 : データなし
- 発がん性 : 使用原料加算式判定の結果より、区分 2 とした。
- 生殖毒性 : データなし
- 特定標的臓器・全身毒性・単回暴露
: 使用原料加算式判定の結果より、区分 2 【神経系、呼吸器系】とした。
ヒト呼吸器、気道を刺激し肺水腫を引き起こす(水酸化ナトリウム)
- 特定標的臓器・全身毒性・反復暴露
: データなし

12. 環境影響情報

- 水生環境有害性(急性) : 使用原料の加算式判定により、区分 2 とした。
- 水生環境有害性(慢性) : 使用原料の加算式判定により、区分 3 とした。
- 生態毒性 : データなし
- 残留性/分解性 : データなし
- 生物蓄積性 : データなし
- 土壌中の移動性 : データなし
- その他の有害性 : データなし
- オゾン層への有害性 : 分類できない/データなし

13. 廃棄上の注意

- 残留廃棄物 : 下水道以外の河川等、公共水域への排出をしない。廃棄の前に、可能な限り無害化し安定化及び中和等の処理を行って危険有害性レベルを低い状態にする。都道府県知事の許可を得た専門の廃棄物処理業者にて委託処理をする。

空の汚染容器・包装の廃棄方法

- : 内容物を完全に除去した後、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。

14. 輸送上の注意 【水酸化ナトリウムとして】

国際規制

- 国連分類 : クラス 8 (腐食性物質)
- 国連番号 : 1823
- 容器等級 : III

海洋汚染物質 : 有害液体物質 Y類
国内規制 : 適用法令を参照

輸送の特定の安全対策及び条件

運搬に際しては、容器の漏れのないこと及び所定の表示のあることを確かめ、転倒、落下、損傷がないよう積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。酸性物質との接触、直射日光を避ける。

15. 適用法令

<水酸化ナトリウム>

労働安全衛生法 : 労働安全衛生規則第 326 条に規定する腐食性液体
労働安全衛生法第 57 条に規定される表示対象物、第 57 条の 2 に規定される通知対象物、第 57 条の 3 に規定される調査対象物

労働基準法 : 疾病化学物質（法第 75 条第 2 項、施行規則第 35 条・別表第 1 の 2 第 4 号 1）

消防法 : 非危険物

化審法 : 一般化学物質

化学物質排出把握管理促進法（PRTR 法） : 第 1 種指定化学物質及び第 2 種指定化学物質に該当しない（第 2 条、施行令別表第 1、別表第 2）

毒物及び劇物取締法 : 劇物（指定令第 2 条）水酸化ナトリウムを 5 %以上含有する製剤

港則法 : その他の危険物・腐食性物質（法第 2 条第 2 項、規定則第 12 条、危険物の種類を定める告示別表）

船舶安全法 : 腐食性物質（危規則第 2,3 条危険物 告示別表第 1）

航空法 : 腐食性物質（施行規則第 194 条 危険物告示別表第 1）

外国為替及び外国貿易法 : 輸出貿易管理令別表第 1 の 16 の項（キャッチオール規則）

海洋汚染防止法 : 有害液体物質（Y類物質）（施行令別表第 1）

水質汚濁防止法 : 指定物質（法第 2 条第 4 項、施行令第 3 条の 3）

水道法 : 有害物質（法第 4 条第 2 項）、水質基準（平 15 省令 101）

下水道法 : 施行令第 9 条の 4 の物質に該当しない

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 : 特別管理産業廃棄物（施行令第 2 条の 4）

食品衛生法 : 人の健康を損なう恐れのない添加物に該当する（施行規則別表第 1）指定添加物（用途：製造用剤）

医薬品医療機器等法 : 劇薬（法 44 条、施行規則第 204 条 別表 3）

有害物質を含有する家庭用品の規則に関する法律 : 第 2 条 有害物質

16. その他の情報

安全データシートの各情報は本品のものと、主成分に関するものがあります。

記載内容は、現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成しておりますが、いかなる保証をなすものではありません。

また、法令の改正及び新しい知見に基づいて改訂されることがあります。

記載された注意事項等は通常の手扱いを対象としたものであり、特殊な手扱いの場合には、ご使用者の責任において、用途、用法に適した安全対策を実施の上、ご利用ください。